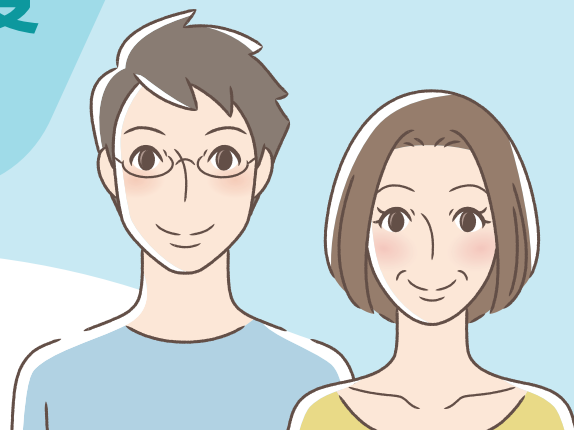


ご加入後も安心いただくために… ご契約内容ご説明制度 のご案内



＼ご家族様も安心です／

ご契約内容ご説明制度とは、ご契約者様に代わって、登録されたご家族様からご契約内容についてのお問い合わせが可能となる制度です。

お問い合わせいただける内容

保険契約関係者様からの照会・質問に対して回答する内容はご契約者様に説明させていただく内容と同等です。ただし、傷病名や病院名、診断書などのセンシティブ情報は除きます。

契約内容のお問い合わせ例

- 病気や事故で死亡・入院・手術した場合の保険金額・給付金額
- お支払いの保険料、被保険者名・保険金受取人名 など

例えば
こんなときに
安心です

「もし、介護が必要になっても安心できるように家族に契約内容を知っておいてもらいたい」



「入院中の母に代わって給付金の請求に必要な手続きを確認したい」

※登録された保険契約関係者様はご契約に関するお手続きはできません。



ご契約内容ご説明制度にご登録いただくと…



ご契約者様に代わって、保険契約関係者様※からご契約内容について、お問い合わせいただけます。



スムーズな手続きや手続き漏れの防止などにつながり保険契約関係者様もご自身も安心です。



※当制度の利用者を「保険契約関係者」と称し、被保険者・保険金等の受取人・指定代理請求人の皆様にご利用いただけます。

取扱いのご留意点

- ご契約者様は、本制度の利用にあたり、事前に保険契約関係者様に説明・了解を得てからお申込みください。
- ご契約者様と連絡がとれない場合等、当社から保険契約関係者様へ連絡することがあります。
- ご契約者様あての通知物を、保険契約関係者様に送付またはお渡しすることはありません。
- 保険契約関係者様はご契約に関するお手続きはできません。
- 本制度の利用を終了する場合はご契約者様から当社にご連絡ください。保険契約関係者様からののお申出により本制度の利用を終了することはできません。
- 法人契約またはご契約者様が未成年のご契約につきましても、ご登録いただけませんのでご了承ください。

ぜひこの機会にご登録ください！ 詳しくは裏面もご覧ください▶▶



ご契約内容ご説明制度規定

本規定は、「ご契約内容ご説明制度」(以下「本制度」といいます。)の利用者となないろ生命保険株式会社(以下「当社」といいます。)との間の本制度に関する取扱いを定めることを目的とするものです。

第1条(制度の概要)

本制度は、制度の利用者に対し、当社から登録対象契約の契約内容を説明できる制度です。ただし、本制度の利用者は登録対象契約に関する手続きはできません。

第2条(制度の利用者)

本制度の利用者を「保険契約関係者」と称し、以下に該当する者全員を利用者とします。

- (1) 被保険者
- (2) 保険金等の受取人
- (3) 指定代理請求人

ただし、法人が契約者の契約を除きます。

第3条(本制度の申込み等)

1. 保険契約者は当社の定める所定の方法により、以下の手続きを行うことができます。
 - (1) 本制度の登録申込み
 - (2) 本制度の登録廃止
 - (3) その他当社の定める手続き
2. 保険契約者は本制度の登録にあたり、保険契約関係者より、以下の事項について同意を得ることを要します。
 - (1) 本制度に登録すること
 - (2) 当社より連絡を行う場合があること
3. 保険契約者は本制度の登録にあたり、被保険者より、以下の事項について、同意を得ることを要します。
 - (1) 保険契約関係者に次の事項を開示すること
 - 被保険者の氏名・生年月日・性別・住所
 - 登録対象契約に特別条件が適用されている場合、特別条件の内容

第4条(情報開示の時期及び範囲等)

1. 前条の手続きにより、当社において本制度の登録が完了した時点で、本制度の利用を開始します。
2. 当社は登録対象契約について照会を受けた場合、当社所定の本人確認方法により、照会者が保険契約関係者本人だと認められる場合には、当社の定めるところにより保険契約者に回答できる内容を超えない範囲で回答します。ただし、被保険者のセンシティブ情報(傷病名・手術名・診断書など身体・健康状態に関する情報)、保険金等の受取口座など受取人固有の情報、被保険者と保険契約者が異なる場合の特別条件における不担保部位・疾病に関する情報、および受取人と保険契約者が異なる場合の保険金・給付金等の支払い内容に関する情報等は除きます。
3. 当制度への登録廃止の申出を受けた場合でも、当社での手続きが完了するまで、当社は保険契約関係者からの照会に回答します。

第5条(保険契約関係者への連絡)

当社は、保険契約関係者に対して、以下の場合に連絡をすることがあります。

- (1) 当社が知った最終の保険契約者の住所または通知先を用いても保険契約者と連絡が取れない場合
- (2) 保険契約者からの申出により登録対象契約の契約内容を説明する場合

第6条(本制度の利用終了・登録廃止)

1. 以下のいずれかの事由に該当した場合には、本制度の利用を終了します。
 - (1) 登録対象契約が解約・保険金支払等により消滅したとき
 - (2) 登録対象契約の保険契約者が変更されたとき
 - (3) 登録対象契約の保険契約者が死亡したとき
 - (4) 登録対象契約の保険契約者が、当社所定の方法により、登録廃止を申出たとき
 - (5) 登録対象契約の保険契約者・保険契約関係者が反社会的勢力に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (6) その他当社が必要と認めたとき
2. 前項の規定により本制度の利用を終了した場合、当社から保険契約関係者へ連絡しません。
3. 第1項の規定により本制度の利用を終了した場合、利用終了後に保険契約関係者から登録対象契約について照会があったときは、当社は、利用終了の事実および事由について回答することができます。

第7条(免責事項)

1. 第4条第2項の規定により保険契約関係者へ回答した内容について、情報の盗用その他の事故があっても、そのために保険契約者、利用者または第三者に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第8条(規定の変更、廃止)

1. 当社は、保険契約者の事前の承諾なしに本規定の内容を変更または廃止できるものとします。この場合、当社は変更内容および変更日(廃止する場合は廃止日)を通知もしくはホームページ等に表示します。
2. 前項の場合、変更日以降は変更後の本規定を適用し、廃止日以降は本規定の適用を終了します。

<2021年10月1日制定>

ぜひこの機会にご登録ください!

ご登録のご希望がございましたら、ご契約者様より「お客様サービスセンター」にお申出ください。

※法人契約またはご契約者様が未成年のご契約につきましても、ご登録いただけませんのでご了承ください。

なないろ生命保険株式会社

お客様サービスセンター



0120-08-7716

ご高齢者のお客様専用ダイヤル

コミュニケーターに直接つながり、
ゆっくり丁寧に対応します。



0120-38-7716

受付時間

月曜日～金曜日/9:00～18:00

土曜日/9:00～12:00 13:00～17:00

(祝日、年末年始を除きます)